

組合員の「酒気帯び運転」に関するお詫び

日ごろから石川県酒造組合連合会活動にご支援・ご協力をいただきありがとうございます。
うございます。

さて、令和8年7月29日、当石川県酒造組合連合会理事の小堀靖幸氏が道路交通法違反（酒気帯び運転）で緊急逮捕され、マスコミ等で大々的に取り上げられております。

飲酒運転は、致酔飲料を製造・販売する者に負託されている社会的要請に対する信用失墜行為であり、消費者の皆様の信頼を裏切る行為であります。

また、全国の皆様方から多大なご支援を受け、組合を挙げて能登の酒蔵復興に取り組んでいる最中で発生した事件であり、更には、日ごろから「飲酒運転撲滅」を推進している中での事件であり、酒類業界の皆様、消費者の皆様のほか多くの関係者の皆様の信頼を裏切る結果となり心よりお詫び申し上げます。

当連合会といたしましては、事実関係を確認したうえで厳正に対処するとともに、全組合員（社員、従業員、家族）に向けて、「飲酒運転をしない、させない、許さない」の意識付けなど再発防止に向け、啓発・法令順守の徹底をしてまいります。

改めまして今回の事件につきまして心からお詫び申し上げます。

令和8年7月31日

石川県酒造組合連合会
会長 車多 一成